

申立てに必要な書類等

- (1) 執行文の付された債務名義の正本 → 債務名義の正本だけで足りる場合(民執法25条但書等)があります。
- (2) 同送達証明 → 必要のない場合(仮差押・仮処分事件, 動産競売事件等)があります。
- (3) 申立書 → 事件により, 請求金額計算書または物件目録を申立書頭書きにつづつて, ステープラで留め, 各葉に契印するか又はページ番号(添付図面を含む)を付してください。
- (4) 印鑑 → 申立てから事件終了後まで, すべての書類に同じものを使用してください。
- (5) 資格証明書 → 当事者が法人の場合, 1か月以内に発行された登記事項証明書(債権者の場合, 代表者事項証明書でも可。)が必要です。ただし, 仮差押・仮処分事件, 競売開始決定に基づく自動車等引渡執行事件は添付しなくても差し支えありません。
- (6) 委任状 → 代理人が付く場合, 委任状が必要です。「取下げ」「復代理人の選任」は特別授權事項なので注意してください。
- (7) 建物取去事件の場合 → 授權決定正本, 同送達証明書, 同確定証明書及び目的不動産の登記事項証明書が必要です。
- (8) 申立書とは別に添付する目録類 → 下欄のとおり。印鑑(訂正印・捨印等)は, 決して押さないでください。

	請求金額計算書	物件目録	当事者目録	債務者が2名以上の場合
動産等(執イ)	3枚	—	3枚	債務者1名ごとに目録類添付 1つの申立書に, 債務者を連記する。債務者が1名増えるごとに目録類を1枚ずつ増やす。
明渡等(執ロ)	—	6枚	6枚	
仮差押(執ハ)	3枚	—	3枚	
仮処分(執ハ)	—	4枚	3枚	

その他必要なもの

- (1) 債務者に関する調査表 → 氏名, 性別, 年齢, 在宅状況, 事業者の場合には営業時間や定休日等の状況を, 分かる範囲で記入してください。
- (2) 執行場所の案内図 → 最寄駅から執行場所までの経路が分かるものがが必要です。
- (3) 郵送による申立ての場合 → 84円切手を貼付した返信用封筒。予納通知等を送付するために必要です。